

「さんぱいくん」情報登録方法

令和2年3月2日

目次

1. 「さんぱいくん」の概要
2. 情報登録方法
 - (2-1) 事業所・営業所情報の登録
 - (2-2) 許可証情報の個別登録
3. 優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項
4. お問い合わせ先

1. 「さんぱいくん」の概要

(1-1)「さんぱいくん」の概要

登録機能

- 処理業者が自社情報を登録（会社概要、許可取得状況、優良認定制度に係る公表事項など）

検索機能

- 排出事業者は、委託検討先の状況確認や判断材料としてや、委託先検索に使用

通知機能

- 登録した業許可の有効期限到来（処理業者向け）
- 新規登録・情報更新された業許可情報通知（排出事業者向け）



(1-2)「さんぱいくん」における処理業者検索

「さんぱいくん」処理業者検索画面 (http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u3.php)



- 「さんぱいくん」に情報を登録した処理業者について検索。
- 排出事業者などの「さんぱいくん」ユーザは、委託検討先の状況確認や判断材料入手や委託先検索等の目的に応じて、以下のような条件を設定して検索することができる。

【検索条件】

- ✓ [許可情報]対応可能な産廃の種類
- ✓ 電子マニフェスト対応状況
- ✓ [許可情報]業区分
- ✓ [許可情報]許可自治体
- ✓ 優良認定状況
- ✓ 中間処理方法
- ✓ 再生利用方法
- ✓ 環境配慮の取組
- ✓ 産廃の具体的な品目、処理方法、再生利用方法

(1-3)「さんぱいくん」における処理業者検索結果

「さんぱいくん」処理業者検索による結果画面

WAF 産廃情報ネット

さんぱいくん

さんぱいくんホーム データ閲覧・検索メニュー

廃棄物の種類	指定なし
電子マニフェスト対応	指定なし
業区分	指定なし
許可自治体	以下の自治体から探す 長崎県
優良認定業者*	指定なし
中間処理の処理方法	指定なし
再生利用	指定なし
環境配慮の取組	指定なし
産業廃棄物 具体例 処理方法 再生利用	指定なし 指定なし 指定なし

検索条件を変更

検索結果は最終更新日の新しい順に表示され、優良認定業者には がついています。
 「産業廃棄物処理業者の概要」欄に「※」印があるものは、現在の許可の有効期間において廃棄物処理法に基づく事業停止命令等の不利益処分を受けたか、または所定の情報の公表を行っていないため、次回の許可更新時には優良認定を受けることができません。
 「廃棄物の具体例」からの検索に項目が設定されていると、検索画面トップ検索項目の「中間処理の処理方法」「再生利用」は検索項目から除外されます。

検索結果に該当する業者は 170件 (内、優良認定された業者：109件)

▼業者名50音順

表示件数 10件 20件 50件 全て

<<最初 前10ページ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次10ページ 最後>>

業者番号	産業廃棄物処理業者の概要
000001	<p>株式会社AAA 許可自治体：東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京...</p> <p>廃棄物の種類： 【産業廃棄物】 燃殻、汚泥、廃油、廃酸、廃ア、プラ、動植、ゴム、金属、ガラ、鉱、ガシ、ばい、紙、木、繊維、動回、動心、 動死、石綿、水銀、水ばい</p> <p>【特別管理産業廃棄物】 廃油、廃酸、感染、廃ア、廃P、汚P、処P、下水、鉱、廃石、ばい、燃殻、汚泥、処理、水銀</p> <p>業区分：産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業</p>
000002	<p>株式会社BBB 許可自治体：茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長...</p> <p>廃棄物の種類： 【産業廃棄物】 燃殻、汚泥、廃油、廃酸、廃ア、プラ、動植、ゴム、金属、ガラ、鉱、ガシ、ばい、紙、木、繊維、動回、動心、 動死、石綿、水銀、水ばい</p> <p>【特別管理産業廃棄物】 廃油、廃酸、感染、廃ア、廃P、汚P、処P、下水、鉱、廃石、ばい、燃殻、汚泥、処理、水銀</p> <p>業区分：産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業</p>

表示件数 10件 20件 50件 全て

<<最初 前10ページ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次10ページ 最後>>

- 設定した条件に合致する処理業者(*1)が、検索結果として表示

*1：所定の箇所・事項について、「さんぱいくん」上に情報を登録した処理業者のみが検索結果として表示される。

- 優良認定を受けた許可を有する処理業者は、オレンジ色に塗られてPRされる

※処理業者名のリンクをクリックすると、当該業者の詳細情報を確認できる（詳細は次頁）

(1-4)「さんぱいくん」における情報公表

「さんぱいくん」処理業者個社情報画面(1)会社情報・優良認定制度公表事項・許可情報

■会社情報 (450885)

会社名 (個人の場合は氏名)	株式会社 BBB		
代表者名	B 田 B 夫		
本社住所	BB 県 BB 市 BB 町 1 - 1 - 1		
代表電話番号	12-3456-7890	代表 F A X 番号	12-3456-7890
代表メールアドレス	bbbb-bbbb@bbb.bbbb.bb.bb		
自社ホームページ			
事業所・営業所情報	事業所・営業所一覧を参照		
電子マニフェスト対応	収集運搬業、処分業 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター J W N E T の登録情報より表記しています)		
環境配慮の取組	エコアクション21認証取得済		

■優良産廃処理業者認定制度の情報公表

閲覧可能な公表項目セット	公表日	最終更新日
優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項	2018(平成25)年03月21日	2018(令和元)年07月25日

■許可取得状況

優良産廃処理業者認定制度で優良認定を受けている許可には の色がついています。
「優良認定日」欄に「※」印があるものは、現在の許可の有効期間において廃棄物処理法に基づく事業停止命令等の不利益処分を受けたか、または所定の情報の公表を行っていないため、次回の許可更新時には優良認定を受けることがなくなるものです。

【産業廃棄物処分業許可】

許可自治体	業区分	許可番号	許可期限年月日	優良認定日	業許可証の写し PDF登録日
大阪市	産業廃棄物処分業	第111111111111号	2025(令和7)年06月30日	2018(平成30)年07月02日	詳細  2018(平成30)年10月08日

【産業廃棄物収集運搬業許可】

許可自治体	業区分	許可番号	許可期限年月日	優良認定日	業許可証の写し PDF登録日
茨城県	産業廃棄物収集運搬業	第222222222222号	2025(令和7)年09月17日		詳細  2018(平成31)年02月04日
埼玉県	産業廃棄物収集運搬業	第333333333333号	2024(令和6)年05月20日	2017(平成29)年05月25日	詳細  2018(平成30)年10月08日
千葉県	産業廃棄物収集運搬業	第444444444444号	2024(令和6)年09月30日	2018(平成30)年01月11日	詳細  2018(平成30)年10月08日
東京都	産業廃棄物収集運搬業	第555555555555号	2023(令和5)年	2018(平成28)年	詳細  2018(平成30)年10月08日
愛知県	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第999999999999号	2022(令和4)年05月07日		詳細  2018(平成30)年10月08日

閉じる

● 検索でヒットした個社の詳細情報として、以下の項目が表示される。

①会社情報 (概要)

- ✓ 会社名
- ✓ 代表者名
- ✓ 本社住所
- ✓ 代表電話番号
- ✓ 代表FAX番号
- ✓ 代表メールアドレス
- ✓ 自社ホームページ(URL)
- ✓ 事業所・営業所情報(リンク)*1
- ✓ 電子マニフェスト対応
- ✓ 環境配慮の取組

*1:「事業所・営業所一覧を参照」のリンクをクリックすると、登録内容を確認できる (→詳細は次頁)

②優良認定制度に係る公表事項

- ✓ 優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項(リンク)*2

*2:「優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項」のリンクをクリックすると、登録内容を確認できる (→詳細は次々頁)

③許可情報 (概要) *3

- ✓ 許可自治体
- ✓ 業区分(リンク)*4
- ✓ 許可番号
- ✓ 許可期限年月日
- ✓ 優良認定日
- ✓ 業許可証の写し、PDF登録日

*3:優良認定を受けた許可は、オレンジ色に塗られてPRされる。

*4:業区分のリンクをクリックすると、その許可の詳細情報を確認できる。(→詳細は次頁)

「さんぱいくん」処理業者個社情報画面(2)事業所・営業所情報

■事業所情報

事業所情報は登録されていません。

閉じる

■営業所情報

第1営業所
〒000-0000 ○○県○○市○○町1-1-1
TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

第2営業所
〒000-0000 △△県△△市△△町2-2-2
TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

第3営業所
〒000-0000 □□県□□市□□町3-3-3
TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

第4営業所
〒000-0000 ◇◇県◇◇市◇◇町4-4-4
TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

閉じる

④事業所・営業所情報

- 事業所（産廃の処理に係る拠点・事業所・施設・事務所など）、営業所（その他の事業所、支社、支店、営業所など）の情報として、以下の項目が表示される。

【表示項目（事業所）】

- ✓ 名称
- ✓ 郵便番号、所在地
- ✓ 電話番号
- ✓ FAX番号
- ✓ 業区分（当該事業所に関する許可の業区分：収運／中間／最終）

【表示項目（営業所）】

- ✓ 名称
- ✓ 郵便番号、所在地
- ✓ 電話番号
- ✓ FAX番号

「さんぱいくん」処理業者個社情報画面(3)許可情報（詳細）

■会社情報

(450865)

会社名	株式会社BBBB		
代表者名	B田 B夫		
本社住所	BB県BB市BB町1-1-1		
代表電話番号	12-3456-7890	代表FAX番号	12-3456-7890

電子マニフェスト対応	収集運搬業、処分業 ((公財)日本産業廃棄物処理振興センターJWNETの登録情報より表記しています)
環境配慮の取組	エコアクション21認証取得済

■許可情報

許可番号	第11111111111号
許可自治体	○○県
業区分	産業廃棄物処分業
廃棄物の種類	汚泥（無機性汚泥に限る）、木くず
許可期限年月日	2025(令和7)年06月30日

■施設情報

1	施設住所	BB県BB市BB町1-1-1	
	処理方式	破砕	設置年月日 2018(平成26)年04月10日
	処理能力	95トン/日	
2	施設住所	BB県BB市BB町1-1-1	
	処理方式	流動化、脱水、固化	設置年月日 2018(平成28)年10月17日
	処理能力	流動化：639立法メートル/日 脱水：28立法メートル/日 固化：480立法メートル/日	

閉じる

⑤許可情報（詳細）

- 許可情報（詳細）として、以下の項目が表示される。

【表示項目】

- ✓ 許可番号
- ✓ 許可自治体
- ✓ 業区分
- ✓ 廃棄物の種類
- ✓ 許可期限年月日
- ✓ 当該許可に係る施設情報（住所、処理方式、設置年月日、処理能力）

「さんぱいくん」処理業者個社情報画面(4)優良産廃処理業者認定制度に係る公表情報

[ページトップへ](#)

- [■会社情報](#)
- [■許可の内容](#)
- [■施設および処理の状況\(収集運搬業者\)](#)
- [■施設および処理の状況\(処分業者\)](#)
- [■財務諸表](#)
- [■料金](#)
- [■社内組織体制](#)
- [■事業場の公開](#)
- [■自由記載\(任意\)](#)

「優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項」
 公表日：2013(平成25)年03月21日
 最終更新日：2013(令和元)年07月25日

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

氏名または名称	株式会社BBB		
業者番号	123456		
会社情報			
住所(法人の場合は事務所・事業場の所在地)	BB県BB市BB町1-1-1		
代表者氏名(法人の場合)	B田 B夫		
役員等の氏名、就任年月日(法人の場合)	代表取締役	B田 B夫	20XX(和暦XX)年XX月XX日就任
	取締役	B田 B郎	20XX(和暦XX)年XX月XX日就任
	取締役	C村 C子	20XX(和暦XX)年XX月XX日就任
	取締役	D川 D恵	20XX(和暦XX)年XX月XX日就任
	監査役	E井 E子	20XX(和暦XX)年XX月XX日就任
	20XX(和暦XX)年XX月XX日時点		
設立年月日(法人の場合)	19XX(和暦XX)年XX月XX日		
資本金・出資金の額(法人の場合)	資本金 3,000万円		
事業の内容	19XX(和暦XX)年XX月XX日	創業	
	19XX(和暦XX)年XX月XX日	設立	
	19XX(和暦XX)年XX月XX日	〇〇県産業廃棄物収集運搬業許可取得	
	19XX(和暦XX)年XX月XX日	〇〇県産業廃棄物収集運搬業許可取得	
	19XX(和暦XX)年XX月XX日	〇〇県産業廃棄物処分業許可取得	
	19XX(和暦XX)年XX月XX日	〇〇県産業廃棄物処分業許可取得	
	19XX(和暦XX)年XX月XX日	〇〇県産業廃棄物収集運搬業許可取得	
	19XX(和暦XX)年XX月XX日	〇〇県産業廃棄物収集運搬業許可取得	
	19XX(和暦XX)年XX月XX日	〇〇県産業廃棄物処分業許可取得	

事業場の公開

事業場の公開の有無、頻度	随時対応します。ご希望の方は、当社総務部(TEL:00-0000-0000)までご連絡ください。
--------------	--

自由記載(任意)

その他特記事項	
自社ホームページURL	表示(クリックで表示)

[閉じる](#)

⑥優良産廃処理業者認定制度に係る公表情報

【表示項目】

- ✓ 氏名又は名称(商号)
- ✓ 業者番号
- ✓ 住所(本社住所)
- ✓ 代表者氏名
- ✓ 役員等の氏名、就任年月日
- ✓ 設立年月日
- ✓ 資本金・出資金の額
- ✓ 事業の内容
- ✓ 事業計画の概要
- ✓ 業許可証の写し
- ✓ 運搬施設の種類の、数量、低公害車の導入状況
- ✓ 積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量
- ✓ 直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量
- ✓ 処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類の、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要
- ✓ 処理施設の設置許可証の写し
- ✓ 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程
- ✓ 産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の工程
- ✓ 直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量
- ✓ 直前3年間の処理施設の維持管理の状況
- ✓ 直前3年間の熱回収量等
- ✓ 財務諸表(前年、前々年、前々々年)
- ✓ 料金の提示方法
- ✓ 料金表、料金算定式
- ✓ 社内組織図
- ✓ 人員配置
- ✓ 事業場の公開の有無、頻度
- ✓ その他特記事項
- ✓ 自社ホームページURL

2. 情報登録方法

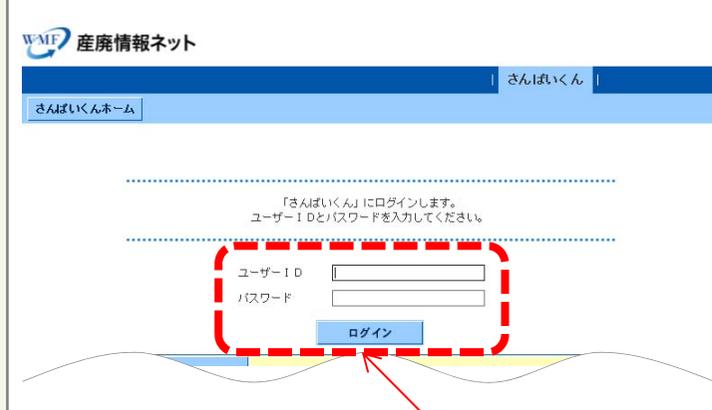
(2-1) 事業所・営業所情報の登録

1) 次のURLにアクセス→<http://www.sanpainet.or.jp/>



2) 「処理業者ログイン」ボタンをクリック

「さんばいくん」ログイン画面



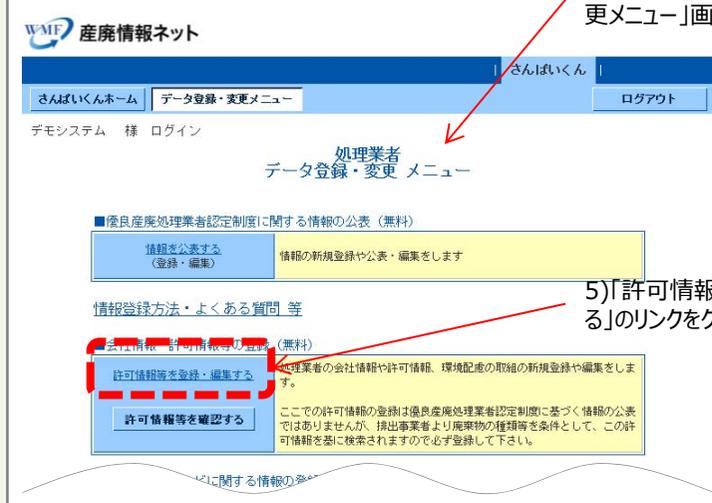
3) ユーザーID、パスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリック

会社情報・担当者情報編集画面



6) 「事業所・営業所情報修正」のボタンをクリック

処理業者データ登録変更メニュー画面



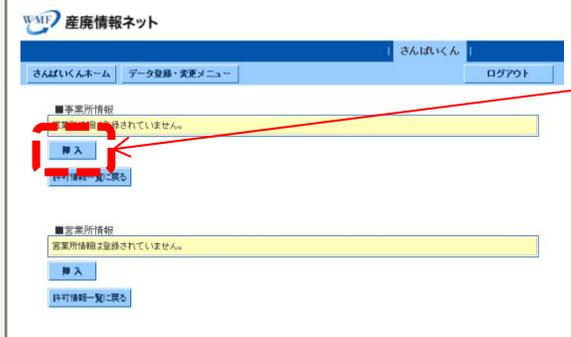
4) 「処理業者データ登録・変更メニュー」画面に遷移

5) 「許可情報等を登録・編集する」のリンクをクリック

次頁へ

7) 事業所（産業廃棄物の処理に関連する拠点・駐車場等）の情報を登録

事業所・営業所情報登録画面(一覧)

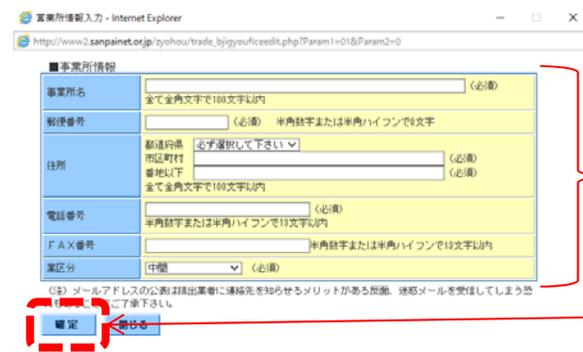


7-1)「■ 事業所情報」とあるところの「挿入」のボタンをクリック

「事業所」として登録する必要がある拠点は、以下の通り。

- 収集運搬業で用いる車両等の保管場所（駐車場）・事務所
- 収集運搬業の積替保管施設
- 処分業の中間処理施設がある拠点
- 処分業の最終処分施設がある拠点

事業所情報登録画面(詳細)



7-2)「事業所名」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」、「業区分」を漏れなく入力

7-3)「確定」のボタンをクリック

補足：「業区分」の入力について

- 登録しようとしている事業所での業区分として該当するものを1つ選択。
- 「最終」を選択した場合、「安定型」、「管理型」、「遮断型」の表示から該当するものすべてにチェックを入れる。
- 1つの事業所が複数の業区分に当てはまる場合（1つの拠点で収集運搬の積替保管と中間処理の両方を行っている場合など）は、同一事業所の情報（事業所名～FAX番号）を2回登録し、それぞれで業区分を登録。

8) 営業所（産業廃棄物の処理に直接は関連しない拠点・事務所・支社・支店・営業所等）の情報を登録

事業所・営業所情報登録画面(一覧)



8-1)「■ 営業所情報」の「挿入」のボタンをクリック

事業所情報登録画面(一覧)



7-4)7-2)・7-3)で登録した事業所情報が表示されるので、誤りがないか確認

7-5)誤りがある場合は、「編集」ボタンをクリック（→7-2)の画面に戻るので、そこで修正）

7-6)適宜「保存」のボタンをクリック

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないの、必ず「保存」のボタンをクリック。

7-7)登録すべき事業所が複数ある場合は、再度「挿入」のボタンをクリック（→7-2)～7-6)を繰り返す）

営業所情報登録画面(詳細)

■営業所情報
営業所名 全て全角文字で100文字以内 (必須)
郵便番号 (必須) 半角数字または半角ハイフンで10文字
住所 郵便局名 必ず選択して下さい (必須)
全て全角文字で100文字以内
部署名 全て全角文字で100文字以内
電話番号 (必須) 半角数字または半角ハイフンで10文字以内
FAX番号 半角数字または半角ハイフンで10文字以内
メールアドレス (Eメール) 半角英数字で100文字以内
メールアドレス(補助用) 半角英数字で100文字以内
(注) メールアドレスの公表が録出業者に連絡先を知らせるメリットがある反面、迷惑メールを発生してしまう恐れがあります。必ずしも公表する必要はありません。
確定 戻る

8-2)「営業所名」、「郵便番号」、「住所」、「部署名」、「電話番号」、「FAX番号」、「メールアドレス」をもれなく入力

8-3)「確定」のボタンをクリック

8-4)8-2)・8-3)で登録した事業所情報が表示されるので、誤りがないか確認

事業所・営業所情報登録画面(一覧)

■事業所情報
事業所情報は登録されていません。
挿入 保存
許可情報一覧に戻る

■営業所情報
事業所 (1)
〒111-1111 北海道 〇〇市〇〇町 1-1-1
電話: 11-1111-1111 FAX: 11-1111-1111
メールアドレス: 1111@111.1111.1111
挿入 保存
許可情報一覧に戻る

8-5)誤りがある場合は、「編集」ボタンをクリック (→8-2)の画面に戻るので、そこで修正)

8-6)適宜「保存」のボタンをクリック

8-7)登録すべき営業所が複数ある場合は、再度「挿入」のボタンをクリック (→8-2)~8-6)を繰り返し行う)

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないので、必ず「保存」のボタンをクリック。

(2-2) 許可証情報の個別登録

【※注意※】

- ✓ 取得している業許可について、許可自治体、行区分、許可番号、許可取得年月日、許可品目等の許可証情報や、許可証の写し(PDFファイル)を個別に登録することができます。
- ✓ 個別の業許可証の情報・PDFファイルの登録・公表は、優良認定取得の要件ではありませんが、個別情報を登録することで、排出事業者等による処理業者検索の対象とすることができます。
- ✓ アップロードするPDFファイルは、250KB以下にしてください（PDF編集ソフト等での圧縮を行ったファイルはアップロードできません）。
- ✓ 優良認定を受けた許可証の情報は、オレンジ色に色が変わります（許可番号の無登録・誤登録では、優良認定を受けても色が変わりませんので、許可番号は正確に登録してください）。

1) 次のURLにアクセス→<http://www.sanpainet.or.jp/>



2) 「処理業者ログイン」ボタンをクリック

「さんぱいくん」ログインページ



3) ユーザーID、パスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリック

次頁へ

処理業者データ登録・変更メニュー画面

4)「処理業者 データ登録・変更メニュー」画面に遷移する

5)「許可情報等を登録・編集する」をクリック

許可証情報個別登録画面

7) 個別の許可証情報を登録する画面に遷移する

※全業区分共通
8) 許可番号、許可自治体、許可期限年月日を登録

- 許可証の内容と齟齬がないように、正しく入力。
- 許可更新手続中で、まだ新しい許可証が発行されていない間は、「許可期限年月日」欄の「更新手続き中」にチェックを入れる。新しい許可証が発行されたら、速やかにチェックを外す。

会社情報等編集画面

6)「許可情報」の「新規登録」ボタンをクリック

【※注意※】

これ以降は、登録しようとしている許可証の「業区分」によって、登録する項目や登録方法等が異なる。

- 産業廃棄物
 - ・ 収運業(積替保管施設なし/あり) →(2-2-1)
 - ・ 処分業(中間のみ) →(2-2-2)
 - ・ 処分業(最終のみ) →(2-2-3)
 - ・ 処分業(中間・最終) →(2-2-4)
- 特別管理産業廃棄物
 - ・ 収運業(積替保管施設なし/あり) →(2-2-5)
 - ・ 処分業(中間のみ) →(2-2-6)
 - ・ 処分業(最終のみ) →(2-2-7)
 - ・ 処分業(中間・最終) →(2-2-8)
- 許可証写し(PDFファイル)の登録
 - ・ 全業区分共通 →(2-2-9)

(2-2-1)産業廃棄物 収集運搬業(積替保管施設なし)、又は、産業廃棄物 収集運搬業(積替保管施設あり)

許可証情報個別登録画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん ログイン ログアウト

サンプルA株式会社 (テスト・管理用の実在) 種 ログイン

■会社情報

法人番号 70107
 法人名 サンプルA株式会社 (テスト・管理用の実在)
 業種番号 99999

■許可情報 ※は公表される項目

許可番号 * 半角数字で10桁
 許可自治体 * 地域 自由名称
 許可期限年月日 * 年 月 日 更新手続き中
 業区分 * 産業廃棄物収集運搬業(積替保管施設なし)

■事業所情報

選択済事業所
 「業区分」で「産業廃棄物収集運搬業(積替保管施設なし)」を選択している場合は、本許可の運用に係る事業所(事務所、駐留場)について登録してください。

廃棄物の種類 * 選択済事業所
 廃棄物の種類 * 選択済事業所

(注) 許可情報を編集している場合は、ご利用になっているブラウザの「戻る(back)」ボタンは使用しないでください。

次へ 戻る

①業区分

- 「業区分」のプルダウンから、「産業廃棄物 収集運搬業(積替保管施設なし)」、又は、「産業廃棄物 収集運搬業(積替保管施設あり)」を選択。
- 既に登録されている許可については、**許可証に記載の業区分と同一のものとなっているか確認し**、必要に応じて修正。

許可証情報個別登録画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん ログイン ログアウト

サンプルA株式会社 (テスト・管理用の実在) 種 ログイン

■会社情報

法人番号 70107
 法人名 サンプルA株式会社 (テスト・管理用の実在)
 業種番号 99999

■許可情報 ※は公表される項目

許可番号 * 半角数字で10桁
 許可自治体 * 地域 自由名称
 許可期限年月日 * 年 月 日 更新手続き中
 業区分 * 産業廃棄物収集運搬業(積替保管施設なし)

■事業所情報

選択済事業所
 「業区分」で「産業廃棄物収集運搬業(積替保管施設なし)」を選択している場合は、本許可の運用に係る事業所(事務所、駐留場)について登録してください。

廃棄物の種類 * 選択済事業所
 廃棄物の種類 * 選択済事業所

(注) 許可情報を編集している場合は、ご利用になっているブラウザの「戻る(back)」ボタンは使用しないでください。

次へ 戻る

③廃棄物の種類

- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面 (ポップアップ) から、当該許可で対応可能な廃棄物の種類を選択・登録。

許可証情報個別登録画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん ログイン ログアウト

サンプルA株式会社 (テスト・管理用の実在) 種 ログイン

■会社情報

法人番号 70107
 法人名 サンプルA株式会社 (テスト・管理用の実在)
 業種番号 99999

■許可情報 ※は公表される項目

許可番号 * 半角数字で10桁
 許可自治体 * 地域 自由名称
 許可期限年月日 * 年 月 日 更新手続き中
 業区分 * 産業廃棄物収集運搬業(積替保管施設なし)

■事業所情報

選択済事業所
 「業区分」で「産業廃棄物収集運搬業(積替保管施設なし)」を選択している場合は、本許可の運用に係る事業所(事務所、駐留場)について登録してください。

廃棄物の種類 * 選択済事業所
 廃棄物の種類 * 選択済事業所

(注) 許可情報を編集している場合は、ご利用になっているブラウザの「戻る(back)」ボタンは使用しないでください。

次へ 戻る

②事業所情報

- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面 (ポップアップ) から、当該許可に係る事業所(駐車場、積替保管施設、事務所など)を選択・登録。

別画面:事業所選択・登録画面

事業所情報

事業所選択

No.	選択	事業所名	業区分
1	<input type="checkbox"/>	事業所(1)	収集運搬
2	<input type="checkbox"/>	事業所(2)	中間処理
3	<input type="checkbox"/>	事業所(3)	最終処分

確定 閉じる

- 「業の区分」が「**収集運搬**」と**なっているものから選択**。
- この画面で表示される事業所の情報は、「(2-1)事業所・営業所情報の登録方法」で登録済のものが表示。過不足・誤りがある場合は、(2-1)の手順に沿って追加・修正。
- (2-1)の手順に沿った事業所情報の登録を行わないと、この画面では何も表示されない。
- 当該許可に係る事業所として当てはまるものにチェック(複数選択可)を入れ、「確定」ボタンをクリック。

別画面:廃棄物の種類選択・登録画面

廃棄物の種類

取り扱う廃棄物をチェックします。「備考」を入力する場合は右側入力欄で入力します。「確定」ボタンをクリックしてください。

廃棄物の種類 (※廃棄物ご指定がある場合のみ記入する)

- 燃え殻
- 汚泥
- 汚油
- 廃炭
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック類
- はくばく
- 金属くず
- ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
- 紙くず
- ばいじん
- 灰くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動物性残渣
- 動物の死体
- 植物性残渣
- 動物のふん尿
- 動物の屍体
- 石綿含有産業廃棄物
- 水銀使用製品産業廃棄物
- 水銀含有ばいじん等
- 水銀含有ばいじん等

備考

- 当該許可で対応可能な廃棄物の種類に**限定条件がある場合**は、限定条件の内容を「備考」欄に入力。

- 限定条件が「**石綿含有産業廃棄物を含む**」、「**水銀使用製品産業廃棄物を含む**」、「**水銀含有ばいじん等を含む**」の場合は、これらにチェックを入れるとともに、当該産業廃棄物の備考欄にもその旨を入力。

チェック入力、備考欄への入力の両方を行わないと、正しく検索されない。

- 当該許可で対応可能な廃棄物の種類として当てはまるものにチェック(複数選択可)を入れ、「確定」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録画面

④ 具体例の種類を登録

- 「**具体例の種類**」の**選択・登録は、必ず前頁の「③ 廃棄物の種類」の選択・登録を済ませた後**に行う。
- 「**選択はこちら**」の「**こちら**」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可で対応可能な廃棄物の具体的な品目を選択・登録。

別画面: 具体例の種類選択・登録画面

- ✓ この画面で表示される「**廃棄物の種類**」は、前頁の「**③ 廃棄物の種類**」で**選択・登録したもの**について表示。
- ✓ 当該許可で対応可能な廃棄物の種類について、その具体的な品目として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「**確定**」ボタンをクリック。

⑤ **許可番号、許可自治体、許可年月日の登録、及び、①～⑤の登録をすべて済ませたら「次へ」ボタンをクリック。**

許可証情報個別登録確認画面

⑥ 表示内容に誤りがないかを確認。

⑦ 「保存」ボタンをクリック。

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないので、必ず「保存」のボタンをクリック。

確認画面

⑧ 「戻る」ボタンをクリック。

許可情報の登録・編集が完了。

(2-2-2)産業廃棄物 処分類(中間処理のみ)

許可証情報個別登録画面

①業区分

- 「業区分」のプルダウンから、「産業廃棄物 処分類(中間処理のみ)」を選択。
- 既に登録されている許可については、許可証に記載の業区分と同一のものとなっているか確認し、必要に応じて修正。**

許可証情報個別登録画面

②事業所情報

- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る事業所（処理施設、事務所など）を選択・登録。

- 「業の区分」が「中間処理」となっているものから選択。
- この画面で表示される事業所の情報は、「(2-1)事業所・営業所情報の登録方法」で登録済のものが表示されています。過不足・誤りがある場合は、(2-1)の手順に沿って追加・修正。
- (2-1)の手順に沿った事業所情報の登録を行わないと、この画面では何も表示されない。

別画面:事業所選択・登録画面

- 当該許可に係る事業所として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録画面

③中間処理 処理方法の種類 廃棄物の種類

- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可で対応可能な処理方法・廃棄物の種類を選択・登録。

別画面:具体例の種類選択・登録画面

- 当該許可で対応可能な「(中間)処理方法」、「廃棄物の種類」として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリックします。
- 当該許可で対応可能な「処理方法」の名称部分のリンクをクリックすると、その処理方法に対して登録可能な廃棄物の種類が「廃棄物の種類」欄に表示されますので、当てはまる廃棄物の種類に当欄でチェック（複数選択可）を入れます。

許可証情報個別登録画面

④具体例の種類

- 「**具体例の種類**」の選択・登録は、必ず前頁の「③中間処理 処理方法の種類 廃棄物の種類」の選択・登録を済ませた後に行う。
- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可で対応可能な廃棄物の具体的な品目を選択・登録。

別画面: 具体例の種類選択・登録画面

- ✓ この画面で表示される「廃棄物の種類」は、前頁の「③中間処理 処理方法の種類 廃棄物の種類」で選択・登録したもののについて表示されています。
- ✓ 当該許可で対応可能な廃棄物の種類について、その具体的な品目として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリックします。

許可証情報個別登録画面

⑤再生利用の種類

- 「**再生利用の種類**」の選択・登録は、必ず前頁の「③廃棄物の種類」及び「④具体例の種類」の選択・登録を済ませた後に行う。
- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に関連して**自社が行っている**(※)再生利用（再生処理）を選択・登録。

※処理後物を他社に提供・売却し、**他社で行っている再生利用（再生処理）**については、登録は不要。

別画面: 再生利用の種類選択・登録画面

- ✓ この画面で表示される「再生利用の種類」は、前々頁の「③中間処理 処理方法の種類 廃棄物の種類」で選択・登録したもののについて表示されています。
- ✓ 当該許可に関連して**自社が行っている**再生利用の種類として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリックします。

⑥許可番号、許可自治体、許可年月日の登録、及び、①～⑤の登録をすべて済ませたら「次へ」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

⑦表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑧「処理能力」欄の「編集」ボタンをクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、「③中間処理 処理方法の種類 廃棄物の種類」で登録した中間処理方法の処理能力を登録。

別画面:処理能力登録画面

✓ 「③中間処理 処理方法の種類 廃棄物の種類」で選択・登録した中間処理方法について、その処理能力を入力（単位も正しく選択）し、「確定」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

⑨「追加」ボタンをクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る処理施設の情報を登録。

別画面:処理施設登録画面

✓ 当該許可に係る処理施設の情報を入力し、「確定」ボタンをクリックします。

許可証情報個別登録確認画面

⑩表示されている「処理能力」、「施設情報」に誤りがないかを確認。

⑪「内容確認」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

許可情報を上書き保存します。
内容を確認し、画面下部の「保存」ボタンをクリックしてください。
確定する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

■許可情報

許可番号	第0000000000号
許可自治体	大阪府
許可取得年月日	2020年08月08日
業の区分	産業廃棄物処分業（中間処理のみ）
処理廃棄物の種類	汚泥
処理方法	焼却：汚泥
処理例	焼却汚泥（排水処理汚泥、下水汚泥等）
再生利用	（有無）材料リサイクル（肥料化）
事業情報	切取量（b b b b b）
処理能力	焼却 10t/日、選別 1t/日、セメント固化 1t/日、溶解 1t/日、濃縮 1t/日、脱水 1t/日、乾燥 1t/日、炭化 1t/日、選別 1t/日、焼却 1t/日、焼却 1t/日、中粒 1t/日、圧搾 1t/日、洗浄 1t/日、焼却 1t/日、切取 1t/日、埋立処分 1t/日

■施設情報

施設住所	北海道 ●●市●●町●●-●●
1 処理方式	●●式 登録年月日 2017年09月07日
処理能力	●●トン/年

許可情報を上書き保存します。
内容を確認し、画面下部の「保存」ボタンをクリックしてください。
確定する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

保存 戻る

⑫表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑬「保存」ボタンをクリック。

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないの
で、必ず「保存」のボタンをクリック。

確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

許可情報が変更しました。

戻る

⑭「戻る」ボタンをクリック。

許可情報の登録・編集が完了。

(2-2-3)産業廃棄物 処分業(最終処分のみ)

許可証情報個別登録画面

①業区分

- 「業区分」のプルダウンから、「産業廃棄物 処分業(最終処分のみ)」を選択。
- 既に登録されている許可については、許可証に記載の業区分と同一のものとなっているか確認し、必要に応じて修正。**

許可証情報個別登録画面

②事業所情報

- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る事業所（処理施設、事務所など）を選択・登録。

別画面:事業所選択・登録画面

- 当該許可に係る事業所として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリック。

- 「業の区分」が「最終処分(安定型)」又は「最終処分(管理型)」となっているものから選択。
- この画面で表示される事業所の情報は、「(2-1)事業所・営業所情報の登録方法」で登録済のものが表示されている。過不足・誤りがある場合は、(2-1)の手順に沿って追加・修正。
- (2-1)の手順に沿った事業所情報の登録を行わないと、この画面では何も表示されない。

許可証情報個別登録画面

③最終処分(安定型)

- 当該許可に係る最終処分場が**安定型の場合**に、この欄の「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る安定型最終処分場で対応可能な廃棄物の種類を選択・登録。

別画面:廃棄物の種類登録画面

- 当該許可に係る安定型最終処分場で対応可能な廃棄物の種類として当てはまるものにチェックを入れて、「確定」ボタンをクリックします。

許可証情報個別登録画面

④最終処分（管理型）

▶ 当該許可に係る最終処分場が**管理型の場合**に、この欄の「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る管理型最終処分場で対応可能な廃棄物の種類を選択・登録。

別画面:廃棄物の種類登録画面

✓ 当該許可に係る管理型最終処分場で対応可能な廃棄物の種類として当てはまるものにチェックを入れて、「確定」ボタンをクリックします。

⑤許可番号、許可自治体、許可年月日の登録、及び、①～④の登録をすべて済ませたら「次へ」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

⑥表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑦「処理能力」欄の「編集」ボタンをクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該最終処分施設の処理能力(埋立容量)を登録。

別画面:処理能力登録画面

✓ 「埋立処分」欄に処理能力(埋立容量)を入力（単位はm3）し、「確定」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

許可番号	第0000000000号
許可自治体	北海道
許可期限年月日	2024年05月09日
業の区分	産業廃棄物処分業（最終処分のみ）
最終処分（安定型）	廃プラスチック類
最終処分（管理型）	汚泥
事業所情報	最終処分 管理型 遊玩型 安定型（ありあり）
処理能力	

⑧表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑨「追加」ボタンをクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る処理施設の情報を登録。

別画面:処理施設登録画面

施設住所	北海道 ●●市●●町1-1-1
処理方式	●●●●●●
処理年月日	1999年05月09日
処理能力	●●立基メートル

✓ 当該許可に係る処理施設の情報を入力し、「確定」ボタンをクリックします。

確認画面

許可情報を変更しました。

⑭「戻る」ボタンをクリック。

許可情報の登録・編集が完了。

許可証情報個別登録確認画面

施設住所	北海道 ●●市●●町1-1-1
処理方式	●●●●●●
処理年月日	1999年05月09日
処理能力	●●立基メートル

⑩表示されている「施設情報」に誤りがないかを確認。

⑪「内容確認」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

許可番号	第0000000000号
許可自治体	北海道
許可期限年月日	2024年05月09日
業の区分	産業廃棄物処分業（最終処分のみ）
最終処分（安定型）	廃プラスチック類
最終処分（管理型）	汚泥
事業所情報	最終処分 管理型 遊玩型 安定型（ありあり）
処理能力	

⑫表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑬「保存」ボタンをクリック。

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないの
で、必ず「保存」のボタンをクリック。

(2-2-4)産業廃棄物 処分業(中間処理・最終処分)

許可証情報個別登録画面

①業区分

- 「業区分」のプルダウンから、「産業廃棄物 処分業(中間処理・最終処分)」を選択。
- **既に登録されている許可については、許可証に記載の業区分と同一のものとなっているか確認し、必要に応じて修正。**

許可証情報個別登録画面

②事業所情報

- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る事業所（処理施設、事務所など）を選択・登録。

許可証情報個別登録画面

③中間処理 処理方法の種類 廃棄物の種類

④具体例の種類

⑤再生利用の種類

- 「(2-2-2)産業廃棄物 処分業(中間処理のみ)」を参照。

⑥最終処分(安定型)

⑦最終処分(管理型)

- 「(2-2-3)産業廃棄物 処分業(最終処分のみ)」を参照。

- ⑧ **許可番号、許可自治体、許可年月日の登録、及び、①～⑦の登録をすべて済ませたら「次へ」ボタンをクリック。**

別画面:事業所選択・登録画面

- ✓ 「業の区分」が「中間処理」、「最終処分(安定型)」、「最終処分(管理型)」のいずれかになっているものから選択。
- ✓ この画面で表示される事業所の情報は、「(2-1)事業所・営業所情報の登録方法」で登録済のものが表示されている。過不足・誤りがある場合は、(2-1)の手順に沿って追加・修正。
- ✓ (2-1)の手順に沿った事業所情報の登録を行わないと、この画面では何も表示されない。

- ✓ 当該許可に係る事業所として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリックします。

次頁へ

許可証情報個別登録確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

サンプルA株式会社 (テスト・管理用の実在 種 ログイン)

■許可情報	
許可番号	第0000000000号
許可自治体	北海道
許可取得年月日	2020年05月08日
業の区分	産業廃棄物処分業 (中間処理・最終処分)
取扱廃棄物の種類	汚泥
処理方法	焼却: 汚泥
取扱所	有限会社 (排水処理施設、下水処理場)
廃棄時期	(年間) 材料リサイクル (肥料化)
最終処分 (安定型)	廃プラスチック類
最終処分 (管理型)	汚泥
処理能力	編集

内容確認

追加 内容確認 戻る

⑧処理能力の登録 ⑨施設情報の登録

- ▶ 「(2-2-2)産業廃棄物 処分業 (中間処理のみ)」, 及び、「(2-2-3)産業廃棄物 処分業 (最終処分のみ)」を参照。
- ▶ 中間処理施設、最終処分施設について登録。

⑩「処理能力」、「施設情報」の登録が済んだら、「内容確認」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

内容を確認し、画面下部の「保存」ボタンをクリックしてください。
確定する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

■許可情報	
許可番号	第0000000000号
許可自治体	北海道
許可取得年月日	2020年05月08日
業の区分	産業廃棄物処分業 (中間処理・最終処分)
取扱廃棄物の種類	汚泥
処理方法	焼却: 汚泥
取扱所	有限会社 (排水処理施設、下水処理場)
廃棄時期	(年間) 材料リサイクル (肥料化)
最終処分 (安定型)	廃プラスチック類
最終処分 (管理型)	汚泥
処理能力	

■施設情報	
施設住所	北海道 ●●●●町 1-1-1
処理方式	●●式
処理能力	●●式

内容を確認し、画面下部の「保存」ボタンをクリックしてください。
確定する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

保存 戻る

⑪表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑫「保存」ボタンをクリック。

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないので、必ず「保存」のボタンをクリック。

確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん

さんばいくんホーム データ登録・変更メニュー ログアウト

許可情報を変更しました。

戻る

⑬「戻る」ボタンをクリック。

許可情報の登録・編集が完了。

(2-2-5)特別管理産業廃棄物 収集運搬業(積替保管施設なし)、又は、特別管理産業廃棄物 収集運搬業(積替保管施設あり)

①業区分

許可証情報個別登録画面

① 「業区分」のプルダウンから、「特別管理産業廃棄物 収集運搬業(積替保管施設なし)」又は「特別管理産業廃棄物 収集運搬業(積替保管施設あり)」を選択。

② 既に登録されている許可については、許可証に記載の業区分と同一のものとなっているか確認し、必要に応じて修正。

③廃棄物の種類

許可証情報個別登録画面

③ 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可で対応可能な廃棄物の種類・有害物質等を選択・登録。

②事業所情報

許可証情報個別登録画面

② 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る事業所（処理施設、事務所など）を選択・登録。

別画面:廃棄物の種類選択・登録画面

④ まず、当該許可で対応可能な廃棄物の種類を「取扱廃棄物の種類」欄でチェックを入れる。

⑤ 次に、チェックを入れた「取扱廃棄物の種類」のリンクをクリックして表示される「有害物質等」欄の中から、該当する有害物質にチェックを入れる。

⑥ 「取扱廃棄物の種類」、「有害物質等」の両方の選択を済ませたら「次へ」ボタンをクリック。

⑦ 当該許可で対応可能な廃棄物の種類・有害物質等として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリックします。

別画面:事業所選択・登録画面

⑧ 「業の区分」が「収集運搬」となっているものから選択。

⑨ この画面で表示される事業所の情報は、「(2-1)事業所・営業所情報の登録方法」で登録済のものが表示されている。過不足・誤りがある場合は、(2-1)の手順に沿って追加・修正。

⑩ (2-1)の手順に沿った事業所情報の登録を行わないと、この画面では何も表示されない。

⑪ 当該許可に係る事業所として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリックします。

取扱廃棄物種類登録画面

④ 限定条件の登録

➤ 前頁③で選択した「取扱廃棄物の種類」(「取扱廃棄物の種類」欄にチェックが入っている)について、**限定条件がある場合は**、限定条件の内容を「備考」欄に入力。

⑤ 入力が済んだら「確定」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録画面

⑤ 許可番号、許可自治体、許可年月日の登録、及び、①～④の登録をすべて済ませたら「次へ」ボタンをクリック。

確認画面

⑧ 「戻る」ボタンをクリック。

許可情報の登録・編集が完了。

許可証情報個別登録確認画面

⑥ 表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑦ 「保存」ボタンをクリック。

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないの
で、必ず「保存」のボタンをクリック。

(2-2-6)特別管理産業廃棄物 処分業(中間処理のみ)

許可証情報個別登録画面

①業区分

- 「業区分」のプルダウンから、「特別管理産業廃棄物 処分業(中間処理のみ)」を選択。
- **既に登録されている許可については、許可証に記載の業区分と同一のものとなっているか確認し、必要に応じて修正。**

許可証情報個別登録画面

②事業所情報

- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る事業所（処理施設、事務所など）を選択・登録。

別画面:事業所選択・登録画面

- ✓ 当該許可に係る事業所として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリックします。

次頁へ

許可証情報個別登録画面

③廃棄物の種類

- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可で対応可能な廃棄物の種類・有害物質等を選択・登録。

別画面:廃棄物の種類選択・登録画面

- ✓ 当該許可で対応可能な廃棄物の種類・有害物質等として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリック。
- ✓ まず、当該許可で対応可能な廃棄物の種類を「取扱廃棄物の種類」欄でチェックを入れる。
- ✓ 次に、チェックを入れた「取扱廃棄物の種類」のリンクをクリックして表示される「有害物質等」欄の中から、該当する有害物質にチェックを入れる。
- ✓ 「取扱廃棄物の種類」、「有害物質等」の両方の選択を済ませたら「次へ」ボタンをクリック。

取扱廃棄物種類登録画面

④ 限定条件の登録

➤ 前頁③で選択した「取扱廃棄物の種類」（「取扱廃棄物の種類」欄にチェックが入っている）について、**限定条件がある場合は**、限定条件の内容を「備考」欄に入力。

⑤ 入力が済んだら「確定」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録画面

⑥ **許可番号、許可自治体、許可年月日の登録、及び、①～④の登録をすべて済ませたら**「次へ」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

⑨ 表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑩ 「内容確認」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

⑦ 表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑧ 「追加」ボタンをクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る処理施設の情報を登録。

別画面:処理施設情報登録画面

✓ 当該許可に係る処理施設の情報を入力し、「確定」ボタンをクリック。

次頁へ

許可証情報個別登録確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん | ログアウト

さんばいくんホーム | データ登録・変更メニュー

許可情報を利用します。
内容を確認し、画面下部の「保存」ボタンをクリックしてください。
修正する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

■許可情報

許可番号	福000000000000
許可届出地	北海道
許可届出日	2020年08月10日
業の区分	特別管理産業廃棄物処分(中間処理のみ)
取扱廃棄物の種類	廃油
事業所情報	

■有害物質等情報

【凡例】●: 取扱い可能な廃棄物、○: 取扱い禁止の有害物質等

種類	数量	単位	備考	取扱い	備考												
揮発油類		リットル		●													
灯油類		リットル		○													

■施設情報

施設所在地	北海道	●●●●町1-1-1
1 処理方式	●●方式	設置年月日 1999年10月14日
処理能力	●●立派メートル/年	

許可情報を利用します。
内容を確認し、画面下部の「保存」ボタンをクリックしてください。
修正する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

保存 **戻る**

⑪表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑫「保存」ボタンをクリック。

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないの
で、必ず「保存」のボタンをクリック。

確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん | ログアウト

さんばいくんホーム | データ登録・変更メニュー

許可情報を更新しました。

戻る

⑬「戻る」ボタンをクリック。

許可情報の登録・編集が完了。

(2-2-7)特別管理産業廃棄物 処分業(最終処分のみ)

許可証情報個別登録画面

①

①業区分

- 「業区分」のプルダウンから、「特別管理産業廃棄物 処分業 (最終処分のみ)」を選択。
- **既に登録されている許可については、許可証に記載の業区分と同一のものとなっているか確認し、必要に応じて修正。**

許可証情報個別登録画面

②

②事業所情報

- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る事業所（処理施設、事務所など）を選択・登録。

許可証情報個別登録画面

- ✓ 当該許可に係る事業所として当てはまるものにチェック（複数選択可）を入れ、「確定」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録画面

③

③最終処分(管理型)

- 当該許可に係る最終処分場が**管理型の場合**に、この欄の「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る管理型最終処分場で対応可能な廃棄物の種類、「廃石綿等」を選択・登録。

別画面:廃棄物の種類登録画面

- ✓ 当該許可に係る管理型最終処分場で対応可能な廃棄物の種類として当てはまるものにチェックを入れて、「確定」ボタンをクリックします。

許可証情報個別登録画面

④最終処分（遮断型）

▶ 当該許可に係る最終処分場が**遮断型の場合**に、この欄の「こちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る遮断型最終処分場で対応可能な廃棄物の種類を選択・登録。

別画面:廃棄物の種類登録画面

✓ 当該許可に係る遮断型最終処分場で対応可能な「取扱廃棄物の種類」、「有害物質等」として当てはまるものにチェックを入れて、「確定」ボタンをクリック。

⑤ 許可番号、許可自治体、許可年月日の登録、及び、①～④の登録をすべて済ませたら「次へ」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

⑥ 表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑦ 「追加」ボタンをクリックして表示される別画面（ポップアップ）から、当該許可に係る処理施設の情報を登録。

別画面:処理施設情報登録画面

✓ 当該許可に係る処理施設の情報を入力し、「確定」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

⑧ 表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑨ 「内容確認」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんぽいくん | ログアウト

さんぽいくんホーム | データ登録・変更メニュー

許可情報を初期値に保存します。
内容を確認し、画面下部の「保存」ボタンをクリックしてください。
修正する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

■許可情報	
許可番号	第000000000000号
許可自治体	北海道
許可取得年月日	2022年09月07日
業種区分	特別管理産業廃棄物処分業（最終処分のみ）
最終処分（管理型）	焼石焼等
最終処分（埋没型）	紅土
事業所情報	最終処分 管理型 安定型（ああああ）

■施設情報	
施設自治体	北海道 ●●●●町 1-1-1
1 施設方式	●●式 設置年月日 1969年07月07日
処理能力	●●255メートル

許可情報を初期値に保存します。
内容を確認し、画面下部の「保存」ボタンをクリックしてください。
修正する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

保存 **戻る**

⑩表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑪「保存」ボタンをクリック。

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないのので、必ず「保存」のボタンをクリック。

確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんぽいくん | ログアウト

さんぽいくんホーム | データ登録・変更メニュー

許可情報を更新しました。

戻る

⑬「戻る」ボタンをクリック。

許可情報の登録・編集が完了。

(2-2-8)特別管理産業廃棄物 処分業(中間処理・最終処分)

許可証情報個別登録画面

①業区分

- 「業区分」のプルダウンから、「特別管理産業廃棄物 処分業(中間処理・最終処分)」を選択。
- 既に登録されている許可については、許可証に記載の業区分と同一のものとなっているか確認し、必要に応じて修正。**

許可証情報個別登録画面

③中間処理 廃棄物の種類

- 「(2-2-6)特別管理産業廃棄物 処分業(中間処理のみ)」を参照。

④最終処分(管理型) ⑤最終処分(遮断型)

- 「(2-2-7)特別管理産業廃棄物 処分業(最終処分のみ)」を参照。

⑥許可番号、許可自治体、許可年月日の登録、及び、①～⑤の登録をすべて済ませたら「次へ」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録画面

②事業所情報

- 「選択はこちら」の「こちら」部分をクリックして表示される別画面(ポップアップ)から、当該許可に係る事業所(処理施設、事務所など)を選択・登録。

- 「業の区分」が「中間処理」、「最終処分(管理型)」、「最終処分(遮断型)」のいずれかとなっているものから選択。
- この画面で表示される事業所の情報は、「(2-1)事業所・営業所情報の登録方法」で登録済のものが表示されている。過不足・誤りがある場合は、(2-1)の手順に沿って追加・修正。
- (2-1)の手順に沿った事業所情報の登録を行わないと、この画面では何も表示されない。

別画面:事業所選択・登録画面

- 当該許可に係る事業所として当てはまるものにチェック(複数選択可)を入れ、「確定」ボタンをクリック。

許可証情報個別登録確認画面

⑦「追加」ボタンをクリックして表示される別画面(ポップアップ)から、当該許可に係る処理施設の情報を登録。

- 「(2-2-6)特別管理産業廃棄物 処分業(中間処理のみ)」、又は、「(2-2-7)特別管理産業廃棄物 処分業(最終処分のみ)」を参照。
- 中間処理施設、最終処分施設について登録。

⑧「施設情報」の登録が済んだら、「内容確認」ボタンをクリック。

次頁へ

許可証情報個別登録確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん | さんばいくん | ログアウト

さんばいくんホーム | データ登録・変更メニュー | ログアウト

許可情報を登録に保存します。
内容を確認し、画面下部の「保存」ボタンをクリックしてください。
修正する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

■許可情報

許可番号	第0000000000号
許可自治体	北海道
許可取得年月日	2027年07月09日
業の区分	特別処理産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）
処理廃棄物の種類	廃油
最終処分（管理型）	廃石綿等
最終処分（処理型）	紅土
事業所情報	中間処理（AAAAA号（190021WMFラスタ））、最終処分（管理型）最終処分（処理型）（赤 赤赤赤）

■有害物質等情報

【訂正】 ●：登録可能な廃棄物 ○：登録可能な有害物質等

種類	揮発性有機溶剤	重金属	有機燐化合物	有機塩素化合物	有機水銀化合物	有機鉛化合物	有機錫化合物	有機亜鉛化合物	有機銅化合物	有機鉄化合物	有機マンガン化合物	有機ニッケル化合物	有機モリブデン化合物	有機コバルト化合物	有機セレン化合物	有機 tellurium 化合物	有機銀化合物	有機白金化合物	有機パラジウム化合物	有機ロジウム化合物	有機イリジウム化合物	有機オスミウム化合物	有機イタリウム化合物	有機タングステン化合物	
揮発性有機溶剤	○																								

■施設情報

施設住所	北海道 ●●●●町 1-1-1
1 処理方式	●●式
処理能力	●●トン/年
1 施設年月日	1947年04月07日

許可情報を登録に保存します。
内容を確認し、画面下部の「保存」ボタンをクリックしてください。
修正する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

⑨表示されている内容に誤りがないかを確認。

⑩「保存」ボタンをクリック。

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないの
で、必ず「保存」のボタンをクリック。

確認画面

WMI 産廃情報ネット

さんばいくん | さんばいくん | ログアウト

さんばいくんホーム | データ登録・変更メニュー | ログアウト

許可情報を変更しました。

⑪「戻る」ボタンをクリック。

許可情報の登録・編集が完了。

(2-2-9)許可証写し(PDFファイル)の登録【全業区分共通】

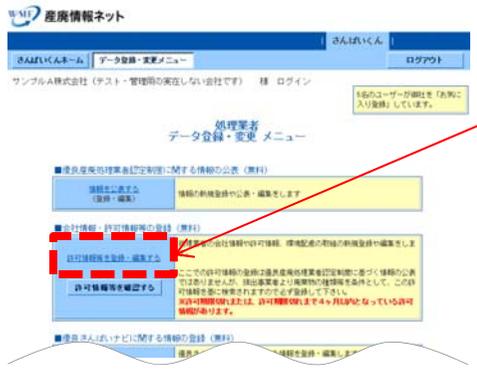
【※注意※】

- ✓ 以下の作業を始める前に、取得している業許可証をスキャンしてPDFファイルとした上で保存しておく必要があります。なお、保存場所が分かるようにしておいてください。
- ✓ PDFファイルは、ファイルサイズを250KB以下にしてください（PDF編集ソフト等での圧縮を行ったファイルはアップロードできません）。

(参考) PDFファイルのファイルサイズを小さくする方法

- カラーではなく白黒でスキャンする
- 画質の設定（dpi値）をできる限り小さくしてからスキャンする
- 「2 in 1」（1ページ内に許可証2ページを表示）でスキャンする
- アドビ社のPDF編集ソフトを持っている場合、「ファイルサイズを縮小」や「ファイルを最適化」して上書き保存する

「処理業者 データ登録・変更メニュー」画面 (ログイン直後の画面)



1)「処理業者 データ登録・変更メニュー」画面で、「許可情報等を登録・編集する」をクリック

許可証PDF登録画面



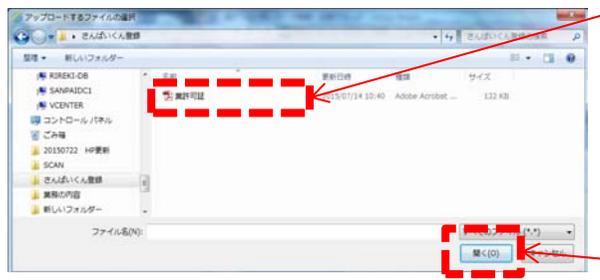
3)「業許可証の写し」欄にある「参照...」ボタンをクリック

会社情報・許可情報登録・編集画面



2)各許可情報のところの「業許可証の写し PDF登録日」欄にある「PDF登録」ボタンをクリック

許可証PDF登録選択画面(お使いのPCの画面)



4)登録する「業許許可証の写し」のPDF ファイルを選択

許可証をスキャンして作成したPDFファイルの保存場所を指定する必要があります。

5)「開く」ボタンをクリック

許可証PDF登録画面



6)アップロードする許可証写しのファイルパスが表示される

7)「保存」ボタンをクリック

「保存」ボタンを押さないと、登録した情報はシステムに保存されないの、必ず「保存」のボタンをクリック。

会社情報・許可情報登録・編集画面



10)PDFファイルの登録が終わった許可については、「PDF登録」ボタンの下部にPDFファイル登録年月日が表示される

許可更新等によって新しい許可証が発行された際には、速やかにPDFファイルの差し替えを行う。

許可証PDF登録画面



8)「PDF登録日:平成●年●月●日最終更新(●●KB)」の表示が現れる(許可証写しのアップロード完了)

9)「戻る」ボタンをクリック

【参考】

- 「平成●年●月●日最終更新(●●KB)」部分のリンクをクリックすると、アップロードしたファイルの中身を確認できる。
- 「削除」ボタンをクリックし、右の確認画面で「OK」をクリックすると、アップロードしたファイルを削除することができる。
- ファイルを差し替える場合は、いったん「削除」を行ったうえで、手順1)~7)を行う。



3. 優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項の情報登録については以下をご参照ください。

<http://www.sanpainet.or.jp/kanri/download.php?file=service04.4.7.pdf&org=point201806.pdf>

- 優良認定制度は、廃棄物処理法の規定により、都道府県・政令市が優良な産業廃棄物処理業者を認定して、許可の有効期間を7年とする制度です。
- 優良認定を取得するためには5つの基準に適合する必要があるがあり、基準のひとつでインターネットを利用する方法により情報を公表し、かつ、所定の頻度で更新することが求められています。
- 「さんぱいくん」では優良認定取得のために必要な情報を無料で掲載することができます。

※ 優良認定制度の詳細は環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」をご参照ください。

http://www.sanpainet.or.jp/kanri/download.php?file=service04.4.1.pdf&org=manual01_inst-1.pdf

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
優良化事業推進チーム

TEL: 03-4355-0160 (平日10~12時、13~17時)

FAX: 03-4355-0156

Email: kaiji@sanpainet.or.jp